

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

# テキセイカタイムズ

前月号（テキセイカタイムズ NO.4）で掲載しました令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説のつづきです

## ワースト3 『過労運転の防止』

ワースト3は過労運転防止、適切な運行管理でした。該当した事業所の44.7%が指摘・改善を求められているわけですから、皆様非常にご苦労されている事項です。代表的な事項を挙げてみます。

- (1) 所定の拘束時間を超えて乗務していた
  - ◎1日の拘束時間 → 原則13時間、最大16時間まで！
  - ◎運行期間の期限 → 一の運行は、144時間（6日間）まで！
- (2) 休息を十分にとらずに乗務していた
  - ◎休息期間 → 勤務終了後、原則11時間以上、少なくとも継続8時間以上！
- (3) 連続運転時間の限度を超えて乗務していた
  - ◎連続運転時間 → 4時間で30分以上の運転離脱が必要！
- (4) 乗務割を作成していなかった
  - ◎乗務割 → 乗務時間の設定及び乗務調整を行うことが必要！

※上記指摘内容のなかで、

(3)については自社の努力次第で改善できる事項です。予め運行毎に休憩場所の確認や、運行途中の休憩場所のマップ等を作成し、連続運転時間が4時間を超える事の無いよう、運転者にも十分理解をしていただき、早め早めに休憩を取るよう指導監督の徹底をお願いします。

(4)の乗務割についてはそもそも作成していない事業所が多く見受けられました。

乗務時間の設定及び乗務調整を行う必要がありますので**必ず作成**しましょう。

(1)、(2)については、荷主や元請事業者に対する折衝に努め、少しでも改善基準に近づけられるよう前向きな対応をお願いします。



【栃木適正化HPにて乗務割含め各種帳票類や規程類がダウンロードできます！】



上記に記載されている拘束時間や休息期間は現行の改善基準告示の内容です。ご存じの通り**令和6年4月から新改善基準告示**（テキセイカタイムズ NO.2 掲載）が適用されますので予めご留意ください！



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882